

# 利 用 者 の た め に

## 1 調査の目的

平成17年3月25日に閣議決定された新たな「食料・農業・農村基本計画」においては、重要施策の一つとして、平成19年産から品目横断的経営安定対策を導入することが明記され、また、平成17年10月末には本対策を具体化した「経営安定対策等大綱」が決定されたところである。

この中で、集落を基礎とした営農組織のうち、一定の要件を満たすものについても、本対策の対象となっており、集落営農の組織化等を推進していくことが重要となっている。このため、本調査は、全国統一的な基準により集落営農の数及び取組状況を毎年把握し、集落営農の育成・確保・支援に係る施策の評価、企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的として実施した。

## 2 調査の根拠

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第8条第1項の規定に基づく届出統計調査として実施した。

## 3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて実施した。

## 4 調査の対象

調査の対象は、全国の市区町村（直近の農林業センサスにおいて耕地の存在が認められなかった市区町村を除く）とした。

## 5 調査方法

調査は、統計・情報センターの職員が調査票を配布・回収する自計申告調査の方法により行った。

## 6 集計方法

各市区町村ごとの調査結果を単純積み上げとした。

## 7 調査期日

平成18年5月1日現在

## 8 調査事項

巻末に掲載した調査票参照

## 9 統計の表章

統計の編成及び地域区分

### (1) 統計表の編成

都道府県別統計表及び農業地域別統計表の編成とした。

(2)地域区分

ア 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、富山、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、香川、愛媛、高知
九 州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	沖縄

イ 地方農政局とその範囲

地方農政局	所 属 都 道 府 県
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注：これ以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、アの当該全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

## 10 用語の説明

### 集落営農

「集落」を単位として<sup>注1)</sup> 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意<sup>注2)</sup> の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く）をいう。

注1) 「集落を単位として」とは

集落営農を構成する農家の範囲が、ひとつの農業集落を基本的な単位としてしていること。例外として、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落をひとつの単位として構成する場合も含む。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含む。

また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とする。

注2) 「農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意」とは

集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものをいう。

- 1 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- 2 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- 3 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- 4 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- 5 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- 6 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととする。

(1) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組

	<p>農業用機械を集落で共同所有するが、その利用については、各農家が自作地の耕作等のために個人ごとに借りて行うもの。</p> <p>(2) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組</p> <p>集落内の品種の統一等の栽培協定、集落としての用排水の合理的な利用のための管理のみを行うもの。</p>
継続等区分	<p>本年の調査で把握した集落営農の前年調査との関係を整理したものであり、組織として継続している場合(名称変更のみの組織を含む)は「継続」、過去1年間に新たに設立された集落営農は「新設」、前年調査で把握された複数の集落営農が一つの組織となったものは「統合」、前年調査で把握された集落営農が複数の組織に分かれたものは「分割」とした。</p> <p>なお、一つの集落営農が分割され、それぞれ別の集落営農と合併した場合や、一旦廃止された集落営農の一部の構成員が、既存の別の集落営農に参加するようになったものは、集落営農の範囲の拡大を伴うものであるため「統合」とする。</p>
組織形態	
農事組合法人	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)に基づき、農業生産についての協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人である。
株式会社	会社法(平成17年法律第86号)に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に基づく、特例有限会社を除く。
有限会社	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づき、特例有限会社の形態をとっているものをいう。
合名会社	会社法に基づき、合名会社の組織形態をとっているものをいう。
合資会社	会社法に基づき、合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
任意組合	<p>生産組合、農事実行組合など主に農家等によって構成されている事業体で、法人格を有しないものをいう。</p> <p>農協の下部組織と見られる法人格を有しない「部会」などは、ここに含む。</p>
その他	法人格を有しない事業体で、「任意組合」に該当しないものをいう。
農業生産法人	農地法(昭和27年法律第229号)第2条に規定する、農業経営を行うために農地を取得できる法人をいう。

特定農業団体	<p>農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。</p> <p>農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること等の要件に該当するものに限る）をいう。</p>
特定農業法人	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する農業生産法人をいう。</p> <p>農用地利用改善団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人をいう。</p>
中山間地域等直接支払い交付金地域	<p>中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官任命通知）第4の1に規定する対象地域をいう。</p> <p>なお、複数の農業集落により構成する集落営農であって、一部の農業集落が中山間地域等直接支払交付金地域に該当する場合は、当該農業集落が集落営農の中心的な農業集落であれば含める。</p>
集落営農が関わっている農業集落数	<p>地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は、農業集落数には含まない。</p> <p>また、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持った、より小さな単位があり、「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、1集落とする。</p>
当該集落営農が存在する農業集落内の総農家数	<p>「当該集落営農が存在する農業集落」とは、一つの農業集落内の農家が構成する集落営農は当該農業集落を、複数の農業集落の農家が構成する集落営農の場合は、関係する農業集落をいう。（以下同じ）</p> <p>一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総農家数とする。</p> <p>集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合（地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合は除く）は、該当する農業集落ごとの総農家数を合計した数とする。</p> <p>また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総農家数とする。</p>
認定農業者	<p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づき、農業経営改善計画を作成し市町村の認定を受けた農業者をいう。</p>
集落営農に参加している農家数	<p>「参加している農家数」には、農作業を受託している農家、委託している農家、集落内の営農に係る事項について合意している農家等何らかの形で集落営農に参加している農家をいい、協業経営体に参加している非農家世帯を含む。</p>

	<p>なお、次に該当するいずれの場合においても、集落営農ごとを一括してすべての参加農家数とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 複数の農業集落の農家によって構成されている場合。</li> <li>2 地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合。</li> <li>3 集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合。</li> </ol>
農用地利用改善団体	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第1項の規定に基づき、農用地利用規程を作成し市町村の認定を受けた団体をいう。</p> <p>集落等の地縁的なまとまりのある区域内の農用地について所有・利用等の権利を有する者が組織する団体で、作付地の集団化、農作業の効率化、農用地の利用関係の改善を推進する事業（農用地利用改善事業）を実施するものをいう。</p>
当該集落営農が存在する農業集落内の総耕地面積	<p>一つの農業集落内に複数の集落営農がある場合は、それぞれの集落営農について同数の総耕地面積とする。</p> <p>集落営農が、複数の農業集落の農家によって構成されている場合（地縁的に、他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合を除く）は、該当する集落ごとの総耕地面積を合計した面積とする。</p> <p>また、集落内の「組」の中で集落営農活動が行われている場合は、「組」内の総耕地面積とする。</p>
現況集積面積	
経営耕地面積	<p>集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。</p> <p>なお、経営受託している耕地は借地としてみなして含むが、農作業受託を行っている耕地は含まない。</p>
農作業受託面積	<p>集落営農が農作業受託した面積をいい、部分作業受託を行った場合を含めた実面積とする。</p>
目標集積面積	<p>定款・規約又は集落営農の合意により今後の規模拡大の目標とする面積をいう。</p> <p>現況集積面積が既に目標集積面積に達している場合は、現況集積面積と同じ面積とする。</p>
集落営農の活動内容	<p>集落（又は組等）を単位とした取組であって、集落（又は組等）内のおおむね過半の農家はその取組に合意している場合をいう。</p> <p>なお、活動内容のうち、「集落内の営農を一括管理運営しているもの」については、平成12年地域就業等構造調査（集落営農）の考え方を踏襲し、収支まで一括管理を行っていないものもこれに含む。</p>

主たる従事者	当該集落営農の構成員のうち、その組織が行う耕作又は養畜を中核的に担う者であり、かつ、市町村が定める基本構想において定めている農業所得水準を目指している者又はこれに達している者をいう。
収支の一元経理の状況	一元経理とは、集落営農組織として収支を一括して管理を行っていることをいう。なお、一元経理の状況のうち、「取り組む予定がある」については、今後1～2年間に取り組む予定がある場合に該当する。
農業機械の利用・管理に係る収支	耕作目的で利用している農業機械の利用料、燃料代、保管料についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
オペレーターなどの賃金等に係る収支	オペレーターの出役賃金や雇用者の雇用労賃等、耕作目的の作業労賃についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
資材の購入に係る収支	農業用資材（原料及び補助原料で、種苗、肥料、飼料、薬剤、加工原料等）の購入についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
生産物の出荷・販売に係る収支	生産物の出荷・販売に係る運搬費、売上等についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
農業共済に係る収支	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済掛金及び共済金についての収支を組織として一括管理している場合に該当する。
経理事務についてJAなど外部の者が関与している	経理事務とは出納簿の記帳、財務諸表の作成、税務申告書類の作成とし、これをJA（農業協同組合）、会計士等、外部の者に作成を依頼している場合に該当する。
参加農家への利益の配分方法について	集落営農において得られた利益（農業収入から農業経営費や構成員の賃金など農業費用を控除した営業利益）について、構成員に還元を行っている場合、その利益の配分方法について該当するものをいう。
出資（提供）面積に応じて配分	構成員が出資した農地面積割合に応じて配分しているものをいう。
出資金比率に応じて配分	集落営農の運営のために構成員から出資金を徴収している場合で、この出資金割合に応じて配分しているものをいう。

出資（提供）農地で生産された生産物の量に応じて配分	構成員が出資した農地で収穫された作物の生産量を基に配分しているものをいう。
出役時間に応じて配分	集落営農で働いた時間を基に配分しているものをいう。農作業に従事した労賃の支払いは、農業費用となり利益の配分ではないので、ここには該当しない。
農産物の出荷状況	当該組織名義で出荷を行っている場合又は出荷の予定がある場合をいう。 なお、「予定がある」については、今後、1～2年の間に確実に行われる見込みのある場合に該当する。
農業共済資格団体としての農業共済組合員となっている	農業災害補償法第15条第1項第8号に規定する農業共済資格団体として農業共済組合の組合員となっている場合に該当する。 水稲、麦その他食糧作物の耕作業務を営む者、共済目的の種類とされている果樹につき栽培の業務を営む者、共済目的の種類とされている畑作物又は蚕繭につき栽培の業務を営む者のみが構成員となっている団体（法人を除く）で、これらの作物について耕作、栽培、養蚕を行うことを目的とし、かつ、共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等について農林水産省省令で定める基準に従った規約を定めている団体をいう。
品目横断的経営安定対策への加入予定	調査期日時点で品目横断的経営安定対策に加入する意思がないことが確認できている場合は「加入しない」、加入するかどうか検討している又は加入意向の確認ができていない場合は「未定」、加入する意思が確認できている場合は「加入予定」とする。

## 11 統計の表示について

表中に使用した符号は、次のとおりである。

「－」：事実のないもの

「△」：負数又は減少したもの

## 12 問い合わせ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室 農林漁業構造統計班

電 話：03-3502-8093